

▲Arcstar Enterprise Streamingサービス利用規約

実施 令和3年1月15日

目次

第1章 総則

第1条 本規約の適用

第2条 本規約の変更

第3条 本規約の公表

第4条 用語の定義

第2章 Arcstar Enterprise Streamingサービスの提供区間等

第5条 Arcstar Enterprise Streamingサービスの提供区間等

第3章 契約

第6条 契約の単位

第7条 Arcstar Enterprise Streamingサービス 契約申込みの方法

第8条 Arcstar Enterprise Streamingサービス 契約申込みの承諾

第9条 その他の契約内容の変更

第10条 Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者が行うArcstar Enterprise Streamingサービス契約の解除

第11条 当社が行うArcstar Enterprise Streamingサービス契約の解除

第4章 利用中止

第12条 利用中止

第5章 通信

第13条 通信の品質等

第14条 利用の制限

第6章 料金等

第15条 料金

第16条 利用料金の支払義務

第17条 料金の計算方法等

第18条 割増金

第19条 延滞利息

第7章 保守

第20条 修理又は復旧の順位

第8章 損害賠償

第21条 責任の制限

第22条 免責

第9章 データ等の取扱い

第23条 データ等の取扱い

第24条 データの利用

第25条 データ等の削除

第10章 雑則

第26条 Arcstar Enterprise Streamingサービスの廃止

第27条 利用に係るArcstar Enterprise Streamingサービス契約者の義務

第28条 知的所有権

第29条 輸出

第30条 再販売の禁止

第31条 個人情報の取扱い

第32条 特約

別記

- 1 Arcstar Enterprise Streamingサービスの提供区間
- 2 Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者の地位の承継
- 3 Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者の氏名等の変更の届出
- 4 個人情報の開示
- 5 新聞社等の基準

料金表

通則

第1表 料金

附則

第1章 総則

(本規約の適用)

第1条 当社は、この Arcstar Enterprise Streamingサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりArcstar Enterprise Streamingサービスを提供します。

(本規約の変更)

第2条 当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、変更後の規約の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>) 上への掲載その他の適切な方法により周知します。

(本規約の公表)

第3条 当社は、当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>) において、本規約を公表します。

(用語の定義)

第4条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 Enterprise Streaming設備	Arcstar Enterprise Streamingサービスを提供するための設備
4 Arcstar Enterprise Streamingサービス	Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者又はArcstar Enterprise Streamingサービス契約者が指定する者が、当社のEnterprise Streaming設備を利用して、企業内ネットワーク上で効率的に音声又は、映像、資料を共有するオンデマンド配信又はライブ配信を行うことができるサービス
5 Arcstar Enterprise Streamingサービス取扱所	Arcstar Enterprise Streamingサービスに関する業務を行う当社の事業所
6 Arcstar Enterprise Streamingサービス契約	当社からArcstar Enterprise Streamingサービスの提供を受けるための契約
7 Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者	当社とArcstar Enterprise Streamingサービス契約を締結している者
8 Enterprise Streaming	Enterprise Streaming設備を利用して動画配信を行うための基本機能および、ユーザが作成した動画コンテンツをイベント設備に配置し、ビデオ・オンデマンドの実現する機能、ユーザ実施するライブをEnterprise Streaming設備でリアルタイムに一斉配信する機能、SAML認証によるArcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者が指定する利用者がサービスを利用する際、ログイン認証省く機能、当社が指定するSaaSサービスと連携する機能

9 端末設備	電気通信回線の終端（サービス接続点及び相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
10 自営端末設備	Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者が設置する端末設備
11 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
12 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 Arcstar Enterprise Streamingサービスの提供区間等

（Arcstar Enterprise Streamingサービスの提供区間等）

第5条 Arcstar Enterprise Streamingサービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

第3章 契約

（契約の単位）

第6条 当社は、1のArcstar Enterprise Streamingサービス契約者識別符号（Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、Arcstar Enterprise Streamingサービス契約に基づいて当社がArcstar Enterprise Streamingサービス契約者に割り当てるものをいいます。）につき1のArcstar Enterprise Streamingサービス契約を締結します。この場合、Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者は、1のArcstar Enterprise Streamingサービス契約につき1人に限ります。

（Arcstar Enterprise Streamingサービス契約申込みの方法）

第7条 Arcstar Enterprise Streamingサービス契約の申込みをするときは、申込みの内容を特定するために必要な事項について記載した当社所定の契約申込書を、Arcstar Enterprise Streamingサービス取扱所に提出していただきます。

（Arcstar Enterprise Streamingサービス契約申込みの承諾）

第8条 当社は、Arcstar Enterprise Streamingサービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用申込みを承諾しないことがあります。

- (1) Arcstar Enterprise Streamingサービス契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき。
- (2) Arcstar Enterprise Streamingサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) Arcstar Enterprise Streamingサービス契約の申込みをした者が、Arcstar Enterprise Streamingサービス又は当社の提供する他のサービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（その他の契約内容の変更）

第9条 当社は、契約者から請求があったときは、第7条（Arcstar Enterprise Streamingサービス契約申込みの方法）に規定する利用申込書等に記載した契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第8条（Arcstar Enterprise Streamingサービス契約申込みの承

諾)の規定に準じて取り扱います。

(Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者が行うArcstar Enterprise Streamingサービス契約の解除)

第10条 Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者は、Arcstar Enterprise Streamingサービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定するArcstar Enterprise Streamingサービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行うArcstar Enterprise Streamingサービス契約の解除)

第11条 当社は、この規約の規定に反する行為であって、当社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたときは、当社はそのArcstar Enterprise Streamingサービス契約を解除することがあります。

2 当社は、前項の規定により、そのArcstar Enterprise Streamingサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第4章 利用中止

(利用中止)

第12条 当社は、当社の保守上又は工事上やむをえないときは、Arcstar Enterprise Streamingサービスの利用を中止することがあります。

2 当社は、前項の規定によりArcstar Enterprise Streamingサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをArcstar Enterprise Streamingサービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5章 通信

(通信の品質等)

第13条 Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者は、Arcstar Enterprise Streamingサービスに係る通信の品質について、当社の電気通信設備の状態又はArcstar Enterprise Streamingサービス契約者若しくはArcstar Enterprise Streamingサービス契約者の指定する者（そのArcstar Enterprise Streamingサービス契約者のArcstar Enterprise Streamingサービスの利用に係る者に限ります。）の電気通信サービスの利用形態等により変動する場合があることに同意していただきます。

(利用の制限等)

第14条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る電気通信設備以外のものによるArcstar Enterprise Streamingサービスの利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
当社の電話等サービス契約約款に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 当社は、当社の電気通信設備（これに附属する設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、Arcstar Enterprise Streamingサービスの全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。

第6章 料金等

（料金）

第15条 当社が提供するArcstar Enterprise Streamingサービスの料金は利用料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

（利用料金の支払義務）

第16条 Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者は、当社が提供したArcstar Enterprise Streamingサービスの利用料金の支払いを要します。

2 Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者は、当社がそのArcstar Enterprise Streamingサービス契約に基づいてArcstar Enterprise Streamingサービスの提供を開始したとき以降にArcstar Enterprise Streamingサービス契約者の責に帰すべき事由によりArcstar Enterprise Streamingサービス契約の解除があった場合は、残存期間（そのArcstar Enterprise Streamingサービス契約の解除があったときから、そのArcstar Enterprise Streamingサービス契約の解除がなかった場合に当社がArcstar Enterprise Streamingサービス契約を提供すべきであった期間の末日までの期間とします。）相当のArcstar Enterprise Streamingサービスに関する料金の支払い義務を免れません。

（料金の計算方法等）

第17条 料金の計算方法及び料金の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

（割増金）

第18条 Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を

加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第19条 Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息金として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7章 保守

(修理又は復旧の順位)

第20条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第14条（利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条第1号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第21条 当社は、Arcstar Enterprise Streamingサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのArcstar Enterprise Streamingサービスが全く利用できない状態（そのArcstar Enterprise Streamingサービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じと

します。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのArcstar Enterprise Streamingサービス契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、Arcstar Enterprise Streamingサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するArcstar Enterprise Streamingサービスの料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりArcstar Enterprise Streamingサービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(免責)

第22条 当社は、前条の場合を除き、Arcstar Enterprise Streaming サービス契約者に係る損害の賠償をしないものとし、Arcstar Enterprise Streaming サービス契約者は当社にその損害の賠償の請求をしないものとします。

2 Arcstar Enterprise Streaming サービス契約者は、Arcstar Enterprise Streaming サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

3 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、Arcstar Enterprise Streaming サービス契約者に対し、Arcstar Enterprise Streaming サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分及びその他の原因を問わず責任を負担しないものとします。

4 当社は、Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者からArcstar Enterprise Streamingサービスの提供のために必要となる協力を得られなかったためにその提供ができなかった場合には、責任を負担しないものとします。

5 この約款に定める免責に関する事項は、この約款の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの約款に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第9章 データ等の取扱い

(データ等の取扱い)

第23条 第21条の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されたデータが、滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により、本来の利用目的以外に使用された場合は、これによりArcstar Enterprise Streamingサービス契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

(データの利用)

第24条 当社は、当社の電気通信設備の故障、若しくは停止等の復旧等の設備保全又はArcstar Enterprise Streamingサービスの維持運営のため、当社の電気通信設備に保存されたデータ等を確認、複写又は複製することがあります。

(データ等の削除)

第25条 第23条に規定するほか、当社は、第10条又は第14条のArcstar Enterprise Streamingサービス契約の解除があったときは、当社の電気通信設備に保存されているデータを削除します。この場合において、

当社は、Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

第10章 雑則

(Arcstar Enterprise Streamingサービスの廃止)

第26条 当社は、Arcstar Enterprise Streamingサービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 前項の規定によるArcstar Enterprise Streamingサービスの全部又は一部の廃止があったときは、そのArcstar Enterprise Streamingサービスの全部又は一部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、Arcstar Enterprise Streamingサービスの全部又は一部の廃止に伴い、Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、第1項の規定によりArcstar Enterprise Streamingサービスを廃止するときは、そのことを相当な期間において、あらかじめArcstar Enterprise Streamingサービス契約者に通知します。

(利用に係るArcstar Enterprise Streamingサービス契約者の義務)

第27条 Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。
- (3) Arcstar Enterprise Streamingサービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
- (4) 第三者になりすましてArcstar Enterprise Streamingサービスを利用する行為をしないこと。
- (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
- (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと。
- (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
- (8) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為をおこなわないこと
- (9) Arcstar Enterprise Streamingサービスに付される、もしくは含まれている著作権に係る表示を削除したり、隠したり、改変（を含むがこれに限られないものとする）をしてはならない。
- (10) 当社に事前の書面での合意なしで、Arcstar Enterprise Streamingサービスの性能について第三者に開示又は公表しないこと。
- (11) Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者又はArcstar Enterprise Streamingサービス契約者の従業員、代理人、下請業者及び請負業者等が、前項(10)及び第28条（知的所有権）の規定を守るため、あらゆる合理的な措置を講ずるものとする。規約条件に基づいて明示的に付与されない全ての権利は、当社に対して留保されるものとする。
- (12) その他、法令、本約款若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。

2 Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者は、当社ならびに当社の取締役、役員、従業員等をあらゆる申立てから防御しなければならず、また、かかる申立てに関連して、当社ならびに当社の取締役、役員、従業員等が被った第三者への損害賠償、費用及び料金（合理的な外部の弁護士費用を含みます）を当社ならびに当社の取締役、役員、従業員等に対して支払う、あるいは払い戻すものとします。ただし、かかる申立てが、下記のいずれかの範囲内であることを条件とします。

(1) Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者の Enterprise Streamingから生じた、または当該 Enterprise Streamingに関連して（中傷的、あるいはパブリシティーまたはプライバシーの権利を侵害する、猥褻的、侮辱的、知的所有権の侵害が主張されている申立てを含むが、これに限定されないものとする）生じたもの。

(2) かかる申立てが、Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者の作為あるいは不作為により、第三者がArcstar Enterprise Streamingサービスへの不正アクセスを行ったことによって生じたもの。

（知的所有権）

第28条 Arcstar Enterprise Streamingサービスにおいて当社がArcstar Enterprise Streamingサービス契約者に提供する一切の著作物（規約、インタフェース条件資料、各種ソフトウェア、取扱マニュアル等を含みます。以下本条において「提供物」といいます。）に関する著作権法（昭和四十五年法律第四十八号。以下「著作権法」といいます。）第27条及び第28条の権利を含みます。）及び著作者人格権（著作権法第18条から第20条の権利をいいます。）並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

2 Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者は、前項の提供物を次のとおり取り扱うものとします。

(1) Arcstar Enterprise Streamingサービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、又は、リバースエンジニアリング、逆コンパイル若しくは、逆アセンブルを行わないこと。

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。

3 本条の規定は、Arcstar Enterprise Streamingサービス契約の終了後も効力を有するものとします。

（輸出）

第29条 Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者は、規約に基づいた履行に関連して、適用されるすべての連邦、州及び地方の法律、規制及び輸出要件を遵守するものとします。当社から取得したソフトウェアあるいは技術データの最終的な輸出先について、Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者が当社に対して行う開示にかかわらず、また、規約の条項に反しているかどうかにかかわらず、顧客は、合衆国政府あるいはその行政機関、または修正、輸出あるいは再輸出の時点において、輸出許可証あるいは他の政府認可証を要請する他の国家から必要な全ての許可証を最初に取得することなしで、直接的あるいは間接的に、何らかのソフトウェアあるいは技術データもしくはその一部を修正、輸出あるいは再輸出しないものとします。当社は、要請される事前の通告なしで、また、Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者が本条に違反した場合、Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者に対して一切責任を負担することなく、規約に基づいた何らかの義務の履行を一時停止する権利を有するものとします。合衆国政府によって制限された権利がある場合、規約に基づいて提供されたソフトウェアは、私的な費用負担により、独占的に開発された商業用コンピューター・ソフトウェアであるとともに、あらゆる点において、単に当社に対して帰属するに過ぎない専有データであるものとします。当該ソフトウェアが、下記の事項によって、あるいは下記の事項の代理として取得される場合、すなわち：(a) 国防総省の行政機関または部

署、もしくは (b) 合衆国政府の民間機関、更に、国防総省連邦調達規則 (DFAR)、第227.7202及びその後続条項 (第48連邦規則集 (C. F. R.)、第227.7202)、更に連邦調達規則 (FAR)、第12.212及びその後続条項 (第48連邦規則集 (C. F. R.)、第12.212) に対して個別に従い、本件の配信マネージャーならびに規約に基づいて取得される何らかの付属文書を利用、複製あるいは開示する政府機関ならびにその行政機関の権利は、規約の制約条項に服するものとします。

(再販売の禁止)

第30条 Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者は、あらかじめ当社の許可なくArcstar Enterprise Streamingサービスを卸電気通信役務として再販売をできないものとします。

(個人情報の取扱い)

第31条 当社は、Arcstar Enterprise Streamingサービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記4及び当社のプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) に定めるところによります。

(特約)

第32条 この約款の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

別記

1 Arcstar Enterprise Streamingサービスの提供区間

当社は、次に掲げる区間において信Arcstar Enterprise Streaminサービスを提供します。

(1) インターネット接続点相互間

2 Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者の地位の承継

(1) Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者について相続又は合併若しくは分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者の地位を承継するものとします。

(2) 相続又は合併若しくは分割によりArcstar Enterprise Streamingサービス契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社が指定するArcstar Enterprise Streamingサービス取扱所に届け出ていただきます。

(3) (1)又は(2)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(4) (3)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者の氏名等の変更の届出

(1) Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに契約事務を行うArcstar Enterprise Streamingサービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 個人情報の開示

(1) 当社は、当社が保有している個人情報について、Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者から請求があったときは、原則として開示をします。

(2) Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社のWebサイト(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)に定める手数料の支払いを要します。

5 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(端数処理)

1 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

2 Arcstar Enterprise Streamingサービス契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するArcstar Enterprise Streamingサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

3 第15条(料金)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

(注) この料金表に規定する料金その他の債務(法令の規定により消費税相当額が課されないものを除きます。)は、税抜価格とし、かっこ内の料金額は、税込価格を表示します。この約款において料金表以外についても同様とします。

第1表 料金

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容
(1)利用料金の適用	利用料金は、第1表2（料金額）に規定する基本額を合算して適用します。

2 料金額

2-1 利用料

区 分	単 位	料 金 額
提案支援サービス料	1 契約毎	承り書に定める額

附則（令和3年1月13日 APS1サ第00732193号）

この規約は、令和3年1月15日より実施します。